

千葉市在宅医療・介護対応薬剤師認定事業実施要綱

(目的)

第1条 超高齢社会を迎え、患者が住み慣れた自宅や地域で、必要な医療を受けながら生活できる在宅医療の提供の重要性は高まっている。こうした中で、薬剤師も地域における在宅医療を担うチームの一員として多職種と連携し、専門性を活かした質の高い安心・安全な医療を提供することが求められている。この事業は、在宅医療に関心を持ち、積極的に患者宅を訪問して薬学的管理指導を行う薬剤師を増強することを目的とする。

(実施体制)

第2条 本事業は、千葉市（以下「市」という。）と在宅医療・介護対応薬剤師認定に関する研修の実施及び認定の審査・推薦について、適切な事業運営が確保できると認められる一般社団法人千葉市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が協力して実施するものとする。

(定義)

第3条 在宅医療・介護対応薬剤師とは、所定の研修を受講し、地域の多職種と連携し患者の在宅療養を支援できる薬剤師をいう。

(認定要件)

第4条 在宅医療・介護対応薬剤師の認定は、千葉市内に開設する薬局に勤務する薬剤師で別に定める要件に基づき薬剤師会から推薦された者に対して行うものとする。

(認定)

第5条 薬剤師会は、前条の認定要件を満たす薬剤師の推薦を行う場合は、以下の書類を添えて毎年度3月10日までに、市長に提出するものとする。

(1) 推薦書

(2) 認定を受けようとする薬剤師名簿（所属薬局名、所在地、連絡先、開設者、所定の研修を受講した薬剤師名を記載）

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、認定する薬剤師に対して認定証（様式1号）を、また、認定した薬剤師が所在する薬局に対してステッカーを交付する。なお、ステッカーは認定した薬剤師が複数所在しても、1施設あたり1枚を交付するものとする。

(協力事項)

第6条 前条の規定により認定された薬剤師は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 居宅療養管理指導及び訪問薬剤管理指導等の適切な実施
- (2) 居宅療養管理指導及び訪問薬剤師管理指導等に関する他職種との連携促進
- (3) 市及び関係団体が実施する在宅医療・介護連携推進事業への参加
- (4) 当該事業に係る調査等への協力

(5) その他在宅医療・介護連携に関する事項

(認定有効期間)

第7条 在宅医療・介護対応薬剤師の認定期間は、申請日の属する年度の翌年度1年間までとする。

(認定の取り消し)

第8条 市長は、在宅医療・介護対応薬剤師が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 犯罪又は薬事、その他関係法令に関する不正の行為があったとき
- (2) その他市長が、認定を取り消すことを適当と認める場合

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

初年度は、平成29年3月1日～平成30年3月31日を認定期間とする。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。

様式1号（第5条関係）名刺サイズ

認定証		
千葉市在宅医療・介護対応薬剤師		
（ 氏 名 ）		
有効期限		年 月 日
年 月 日発行	千葉市長	